

# 文部科学省 「生命(いのち)の安全教育」 指導例動画について

## 「生命(いのち)の安全教育」とは？

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えるや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための

「生命(いのち)の安全教育」の推進は重要です。

指導の手引きだけでは授業イメージがつかめないという現場の先生方の声にお応えし、指導例動画を作成・公開しました。

## 動画の視聴方法



◀こちらから  
ご覧ください▶

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)

こんなことでお悩みの先生におすすめ！



「教材」だけだと  
どう展開するかイメージが湧かないな

「指導の手引き」だけだと  
どう発問すればいいかわからないな



動画を見ると・・・

- 導入・展開・まとめの指導例
- 生徒への具体的な問いかけ
- 気をつけるべきポイント

わかった！



発問の仕方や気をつけるべき  
ポイントがわかりやすく理解できたぞ！

子供たちとこんなやりとりや  
ワークをすればいいのね！

## よくわかる！ 指導例動画のおすすめポイント

1

### 授業の基本形が学べる

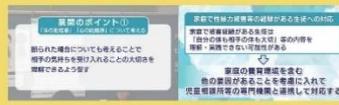
指導の手引きに基づいた「生命(いのち)の安全教育」の基本的な指導例を提示。児童生徒とのやりとりやワークの例も盛り沢山！



2

### 留意ポイントがわかる

授業を始める前に伝えるべきことから、導入・展開・まとめのポイント、どんな配慮をして授業を進めるべきか、大事なポイント丸わかり！



3

### 見たいところだけ選べる

動画はチャプターごとに区切られているので、自分の見たいところだけ見てもOK！忙しい先生方も、隙間時間にサクッと視聴できる！



## 発達段階ごとの5本の動画をご用意！ 各段階ごとのトピックをご紹介します

**幼児期**

5歳児を想定した指導例を紹介

- ①じぶんからだ
- ②じぶんだけのだいじなところ
- ③いやなきもち

**小学校 (低・中学年)**

発問の仕方がわかる！

- ①自分だけの大切なところ
- ②見せたり触らせたりしない
- ③見たり触ったりしてはいけない
- ④嫌な気持ちになる場面
- ⑤嫌な触られ方をしたときの対処法

**小学校 (高学年)**

板書内容がわかる！

- ①「体の距離感」「心の距離感」
- ②SNSを使うときに気をつけること
- ③距離感が守られないときの対処法

**中学校**

教材活用方法がわかる！

- ①よりよい人間関係って何だろう？
- ②性暴力とは？
- ③性暴力の例【デートDV】
- ④性被害の例【SNSを通じた被害】
- ⑤もし性的な暴力にあったら

**高校**

- ①よりよい人間関係って何だろう？
- ②性暴力の実態
- ③性暴力の例【デートDV】
- ④性被害の例【SNSを通じた被害】
- ⑤性暴力とは
- ⑥なぜ性暴力は起こるのか
- ⑦もし性的な暴力にあったら

# 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法） 概要

（令和7年法律第78号）

<p><b>目的（1条）</b></p> <p>手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段</p>	<p>2025（令和7）年11月 日本でデフリンピック開催</p>	<p><b>手話に関する施策を総合的に推進</b></p> <p>手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段</p> <p>① <b>手話の習得・使用</b>に関する施策を講ずるに当たっては、手話を使用する者の意思が尊重されとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようとする</p> <p>② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、<b>手話文化の保存・継承・発展</b>が図られるようとする</p> <p>③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、<b>手話に関する国民の理解と関心</b>を深めるようにする</p>
<p><b>基本理念（2条）</b></p> <p>① <b>手話の習得・使用</b>に関する施策を講ずるに当たっては、手話を使用する者の意思が尊重されとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようとする</p> <p>② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、<b>手話文化の保存・継承・発展</b>が図られるようとする</p> <p>③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、<b>手話に関する国民の理解と関心</b>を深めるようにする</p>	<p>2025（令和7）年11月 日本でデフリンピック開催</p>	<p>⑦ <b>手話文化の保存・継承・発展（12条）</b> 手話文化：手話及び手話による文化的所産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようとするための取組</li> </ul> <p>⑧ <b>国民の理解と関心の増進（13条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実</li> <li>○ 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供</li> </ul> <p>⑨ <b>手話の日（14条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月23日を「手話の日」とする</li> </ul> <p>⑩ <b>人材の確保等（15条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保</li> </ul> <p>⑪ <b>調査研究の推進等（16条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供</li> <li>○ 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及</li> </ul> <p>⑫ <b>国際交流の推進（17条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話を使用する者の国際的交流の支援</li> <li>○ 手話文化に関する情報交換等の活動の支援</li> </ul> <p>⑬ <b>手話を使用する者等の意見の反映（18条）</b></p>
<p><b>国・地方公共団体の責務（3条）</b></p> <p>国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する</p>		
<p><b>基本的施策（6条～18条）</b></p> <p>① <b>手話を必要とする子どもの手話の習得の支援（6条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・保護者に対する手話に関する情報提供等</li> <li>○ 乳幼児期におけることばの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけることばの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供</li> <li>○ 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等</li> </ul> <p>② <b>学校における手話による教育等（7条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようとするための取組の推進、手話を使用した教材の提供</li> <li>○ 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施</li> <li>○ 手話を使用することもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備</li> </ul> <p>③ <b>大学等における配慮（8条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進</li> </ul> <p>④ <b>職場における環境の整備（9条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等</li> </ul> <p>⑤ <b>地域における生活環境の整備等（10条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備</li> <li>○ 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供</li> </ul> <p>⑥ <b>その他の手話の習得の支援（11条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とするものに対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等</li> </ul>		
		<p>⑦ <b>手話文化の保存・継承・発展（12条）</b> 手話文化：手話及び手話による文化的所産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようとするための取組</li> </ul> <p>⑧ <b>国民の理解と関心の増進（13条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実</li> <li>○ 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供</li> </ul> <p>⑨ <b>手話の日（14条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月23日を「手話の日」とする</li> </ul> <p>⑩ <b>人材の確保等（15条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保</li> </ul> <p>⑪ <b>調査研究の推進等（16条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供</li> <li>○ 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及</li> </ul> <p>⑫ <b>国際交流の推進（17条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話を使用する者の国際的交流の支援</li> <li>○ 手話文化に関する情報交換等の活動の支援</li> </ul> <p>⑬ <b>手話を使用する者等の意見の反映（18条）</b></p>
		<p>⑭ <b>障害者基本計画・市町村障害者計画（いづれも障害者基本法に基づき策定）への反映（4条）</b></p> <p>⑮ <b>手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）</b></p> <p>⑯ <b>施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）</b></p>

※公布日施行

78. 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた令和 8 年度以降に入学する学生への対応等に関する留意事項について（依頼）

---

こ支総第 2 3 6 号  
こ成基第 2 5 3 号  
7文科初第 1 6 3 0 号  
令和 7 年 11 月 4 日

各都道府県知事  
各指定都市・中核市市長  
教職課程を置く各国公私立大学長 殿  
各指定教員養成機関の長

こども家庭庁支援局長  
こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた令和 8 年度以降に入学する学生への対応等に関する留意事項について（依頼）

こどもへの性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければなりません。このような理念と社会の責任を具現化すべく、令和 6 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号）（以下「法」という。）が成立しました。本法においては、児童等に対して教育、保育等を提供する学校設置者等及び認定事業者等（以下「対象事業者」という。）に対し、教員等及び教育保育等従事者（以下「対象従事者」という。）による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどしており、令和 8 年 12 月 25 日の施行を予定しています。

法第 4 条第 1 項及び第 26 条第 1 項においては、対象事業者は、対象従事者の特定性犯罪前科の有無を確認しなければならないこととされており、教職課程を履修する学生が実習施設にて行う教育実習及び保育士養成課程を履修している学生が実習施設にて行う保育実習（以下「実習」という。）については、次の①又は②のような取扱いとなる予定です。

- ① 犯罪事実確認が求められる場合

教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設（以下単に「大学等」という。）が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置付けられている実習であること

② 犯罪事実確認が求められない場合

次のア及びイを満たす実習であること。

ア 大学等が作成する実習計画等において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないことが位置付けられていること

イ 実習施設となる対象事業者において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないこと及び指導教員等の監督の下で実習生が児童等と接することが担保されていること

※ なお、①又は②に該当するか否か（犯罪事実確認の実施の要否）を最終的に判断するのは実習施設となる対象事業者であることから、その判断の結果、全ての実習生に犯罪事実確認が求められる可能性があります。

犯罪事実確認の結果、特定性犯罪前科が確認された者については、法第6条又は第25条の規定に基づく防止措置により、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等と接する実習はできないこととなります。

また、法に基づく犯罪事実確認を行う前に、特定性犯罪前科がある旨を申告した者については、①に該当する場合は、同様に児童等と接する実習を行わないよう防止措置を講じる必要があります。②に該当する場合にも、法制定の背景事情の一つである性犯罪の再犯リスクを踏まえれば、児童等に接する形での実習を行わせることは適切ではないと考えられます。

※ なお、実習を行う場合以外においても、学生が、インターンシップやボランティア活動等を通じて対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合には、当該対象事業者が当該学生を犯罪事実確認の対象と判断し、犯罪事実確認を求める可能性があります。

犯罪事実確認を行う場合には、学生においても一定の手続が必要であり、また、犯罪事実確認の結果（特定性犯罪前科がある旨の申告があった者については、その申告）によって児童等に接する実習が実施できなくなることによる学生等への影響が大きいことに鑑み、大学等における法を踏まえた対応を整理し、事前に周知することが

必要と考えられます。このことに鑑み、令和8年度以降に入学する学生の募集等に当たり、考えられる対応を下記のとおり示しますので、御検討いただきますようお願いいたします。

なお、法に基づく犯罪事実確認は、法の施行後は、現在の在校生についても、実習前にその要否を判断し、対応する必要がありますので、在校生への対応についてもご検討いただくことになります。この点を含めた法の施行に向けた関連事項の詳細については、現在、検討中であり、在校生への対応を含む対応の詳細については、令和7年度中に改めて周知する予定です。

本通知の内容について、各都道府県知事におかれては、貴管内の指定保育士養成施設の長及び管内市区町村に対して周知願います。

## 記

(考えられる対応例)

- 1 令和8年度以降に入学する学生の対応においては、次の①から③までの事項についてパンフレット又は大学等のウェブサイト等を通じて、入学志願者への周知を行うこと。
  - ① 法の施行日（令和8年12月25日を予定）以降、実習を行う前に、実習を履修する学生に対して、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。
  - ② 実習を行うことができない場合は、原則として教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる教員免許状及び保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格の取得要件を満たすことができないこと。
  - ③ 実習が卒業のために必須の科目となっている大学等においては、実習を行うことができず卒業要件を満たすことができない学生への対応について事前に整理した上で、入学志願者に対し、卒業要件を満たすことができない可能性があること及びその場合の対応についても周知すること。
- 2 入学前に、入学予定者に対して、次の対応を行うこと。

- ① 1の①から③までの事項について、入学予定者に理解させ、同意書をとること（同意書のひな型については、別紙1のとおり）。
- ② 特定性犯罪前科がないことについて誓約書をとること（誓約書のひな型については、別紙2のとおり）。併せて、万が一、特定性犯罪前科がある旨の申告があった入学予定者に対しては、大学としてどのような対応を取ることになるのか検討し、入学予定者に対して伝達すること。なお、申告によって得られた情報は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規律の適用を受けるため、適切な情報管理が求められること。
- ※ 学生が実習を行うかどうかが入学前に明らかでない場合においては、当該学生が実習を行う蓋然性が高くなった段階で同意書・誓約書を取ることが考えられます。
- ※ 誓約書については、入学前に取った場合でも、実習前にも改めて取ることをお願いする予定です。
- 3 入学時、実習前などの適切な時期に、法の概要について、入学予定者及び学生に周知すること（法の概要資料については、参考資料のとおり）。

（参考）周知用資料ひな型（別紙3のとおり）

以上

**【本件担当】**

（本通知全般・子ども性暴力防止法を受けた対応について）

子ども家庭庁支援局総務課

子ども性暴力防止法施行準備室

Mail : kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

TEL : 03-6858-0195

（教員養成課程について）

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課

教員免許・研修企画室 Mail :

menkyo@mext.go.jp

（保育士養成課程について）

子ども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士対策係

Mail : seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

《こども性暴力防止法の概要について》

## こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

### 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

### 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するかどうかの観点から、対象事業・業務を規定。

#### 対象事業者

- 学校設置者等(第2条第3項)  
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者
- 民間教育保育等事業者(第2条第5項)  
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

#### 対象業務

- 学校設置者等における教員等(第2条第4項)  
教諭、保育士等
- 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)  
塾講師、放課後児童支援員等

### 対象事業者に求められる措置等

#### 安全確保措置

#### 1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知、啓発(ガイドライン参照)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすいするための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ 研修(第8条等)

#### 2 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

#### 4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとして防止措置は必須。詳細はガイドラインで示す予定。

#### 情報管理措置

#### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認記録に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

#### 再犯防止対策

#### 3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    - 施行から3年以内(第4条第3項)
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    - 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

#### 防止措置

児童対象性暴力等の防止のため

### 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日：令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

参考資料

《こども性暴力防止法施行準備検討会中間とりまとめについて》

URL :

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/1fb59a2f-ac76-4eaa-b38e-38bacedfa606/a58e4b15/20251006\\_councils\\_koseibo-jumbi\\_1fb59a2f\\_11.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1fb59a2f-ac76-4eaa-b38e-38bacedfa606/a58e4b15/20251006_councils_koseibo-jumbi_1fb59a2f_11.pdf)

(抜粋：実習生の扱い)

### 第3 制度対象

#### 論点② 対象業務の範囲 (4)

オ 実習生の取扱い

#### 前提・考え方

○ 教育実習生、保育実習生等の実習生について、「教員等」又は「教育保育等従事者」に該当するか否かについて明確化することが必要である。

#### 対応案

- 実習生については、支配性、継続性及び閉鎖性の観点から実習の実態に応じて、犯罪事実確認の必要性を判断することとする。
- すなわち、大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。
- 一方で、大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性、継続性及び閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象とすることとする。
- なお、教育実習生及び保育実習生については、実習期間が通常3週間程度であり、その間、基本的に指導教員等の監督の下で児童等と接することなどを踏まえ、大学等の実習計画において児童等と一対一にさせないことなどを適切に位置づけるよう周知を図り、実習先において必要な対応がとられるようにする。

《教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）》

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>

同意書参考例

○ 法施行後は、以下の記載の参考例のうち、「法の施行日（令和 8 年 12 月 25 日を予定）以降」の箇所は削除してください。

○ 文言については各大学の対応に応じて適宜修正・削除してください。

私は、貴学への入学に際し下記の事項について同意いたします。

記

① 法の施行日（令和 8 年 12 月 25 日を予定）以降、実習を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された実習生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。

（以下各大学での対応に応じて修正・削除してください。）

② 実習を行うことができない場合は、【教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる普通免許状 or 保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格】の取得要件を満たすことはできないこと。

③ 実習を行うことができない場合、卒業要件を満たすことができず卒業ができない可能性があること。

誓約書参考例

○法施行後は、以下の記載の参考例のうち、「令和8年12月25日までに施行予定の」という文言及び「※なお、本誓約署名時に～」の箇所は削除してください。

○文言については各大学の対応に応じて適宜修正・削除してください。

私は、貴学への入学に際し、以下の事項を誓約いたします。

私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

※裏面にこども性暴力防止法第2条第7項及び第8項の規定（次ページ参照）を掲載する。

※同法第2条第7項第6号（都道府県条例で定める罪）については政令で定めることとなっていることから、当該政令が規定された後は、参照条文に政令の内容も掲載する。

(参照条文)

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象となります。

拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から 20 年

拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から 10 年

罰金：刑の執行終了等から 10 年

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

第2条第7項第6号に関する政令  
制定後は、当該政令の規定内容も  
記載すること。

## 「こども性暴力防止法」が

2026年12月25日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

## 【事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

## 【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場

合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。

- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。

(次の文言は各大学等の対応に合わせて適宜修正・削除してください)

- 入学前及び実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより卒業ができなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)

...

...

教職課程において「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」に関する内容を取り扱う各大学の例

※ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」の定義は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第2条に定めるところによるものとする。

千葉大学

『保健科教育法（性教育）』において、「性の多様性とセクシャルマイリティーについて」を扱い、人間の「性」について多面的な理解・考察を深める。

（「教科及び教科の指導法に関する科目」に位置付け）

関西大学

『ジェンダーと教育』において、ジェンダーと教育に関する複雑な状況を解きほぐし、その理解を深める。

（「教育の基礎的理解に関する科目」に位置付け）

鹿児島大学

『生徒・進路指導論』において、学校現場における事例の検討などを通じて、「性に関する課題」等についての考察を深める。

（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に位置付け）

岡山理科大学

『教職実践演習』において、性の多様性をはじめとした人権教育の実践について解説し、具体的な実践の在り方について協議する。

（「教育実践に関する科目」に位置付け）

鳴門教育大学

『性に関するダイバーシティ教育論』において、学校現場の現状と課題を理解した上で、具体的な教育的処遇を具体化できる力を身に付ける。

（「大学が独自に設定する科目」に位置付け）

札幌大谷大学

『教師論』において、「学校安全やジェンダーに関する取り組み」を扱い、教員に求められる資質・能力や学校内外での連携の取組について理解する。

（「大学が独自に設定する科目」に位置付け）

（文部科学省初等中等教育局 教育職員政策課／児童生徒課 調べ）

80. 「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」(令和6年3月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について(通知)

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」(令和6年3月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)を踏まえ、教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について通知します。

6文科教第347号  
令和6年5月9日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 国 公 私 立 大 学 長

文部科学省総合教育政策局長  
望 月 禎

文部科学省高等教育局長  
池 田 貴 城

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」(令和6年3月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について(通知)

令和6年3月19日に、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」(以下「議論のまとめ」という。)(別添資料1参照)が取りまとめられました。「議論のまとめ」では、対応の方向性として、「教職大学院を修了し教師となった者を中心に返還免除を実施」等が示されたところです。

これを受け、令和7年度から教師になった者を対象に奨学金の返還免除を実施します。このため、奨学金の返還免除に係る具体的な運用(対象者、手続等)について整理しましたので、大学関係者におかれては、下記の事項を踏まえ、周知及び御対応をお願いします。

各都道府県教育委員会等の学校関係者におかれては、今般の対応について御承知おきいただくとともに、返還免除の申請手続において必要となる書類の発行に御協力いただきますようお願いいたします。あわせて、域内の市(指定都市を除く。以下同じ。)町村長及び市町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

## 1. 奨学金の返還免除の対象について

下記（１）を満たした者に対して、大学院で貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の第一種奨学金の返還免除を行います。

（なお、当該返還免除は、大学院生を対象とした、特に優れた業績による返還免除制度により実施します。）

### （１）対象者

- ①教職大学院（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 26 条第 1 項に規定する教職大学院をいう。以下同じ。）に在籍し、教員採用選考等（※ 1）に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※ 2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4 月 1 日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者
- ②教職大学院以外の大学院（※ 3）に在籍し、以下に記す要件（※ 4）に該当した上で、教員採用選考等（※ 1）に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※ 2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4 月 1 日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者

※ 1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。また、対象となる学校種は以下のとおりです。

対象となる学校種
・学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

※ 2 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含みます。大学院修了後（既卒者として）に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象となりません。また、臨時的任用の者や非常勤講師は対象者に含まれません。

※ 3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象となります。

※ 4 返還免除の対象となる教職大学院以外の大学院の修了者の要件について教師に求められる高度の専門性の確保及び教師志願者の拡大の両観点から、次の（ア）（イ）の双方を満たす者を対象とすることとします。

（ア）大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること（採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む）

（イ）大学院において、学校等での実習を必須とする科目（教職課程認定を受けているものに限る。）を少なくとも 1 単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね 30 時間以上確保していること。実習の場は、大学

の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等とする。また、学校教育に関する実習である必要があることから実習の場は学校であることが望ましいが、専門分野や教職に深く関連する、社会福祉施設や社会教育施設等の関係機関も含まれる。

(2) 返還免除の対象となる奨学金

- ・大学院在籍時(※5)に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金(授業料後払い制度の奨学金も含む。)(※6)

※5 上記(1)①又は②として在籍していた課程で貸与を受けた奨学金以外は、返還免除の対象にはなりません。同様に、大学学部在籍時に貸与を受けた奨学金についても返還免除の対象にはなりません。

※6 要件を満たした対象者は全員、全額免除となります。

## **2. 返還免除の申請手続について**

当該返還免除については、日本学生支援機構が実施する大学院生を対象とした、特に優れた業績による返還免除制度により実施することとなるため、この申請手続に則って行うこととなりますが、申請手続及び推薦に当たっては、以下の点が通常の手続と異なります。各大学におかれては、今回の措置に伴う手続について御留意いただき、適切に御対応いただくとともに、学生に対する周知をお願いします。なお、具体の推薦方法等の詳細につきましては、決まり次第日本学生支援機構からお知らせします。

(1) 学内選考における推薦者の決定に関して必要となる事項(2～3月頃)

- 当該返還免除の対象条件を満たす者であることの確認

学内選考の際に、教員採用されることを示す合格通知書等(教職大学院進学に係る採用延期者にあっては教員採用試験合格を証明するもの)の提出を求めるとともに、対象条件を満たす学生かどうか適切に確認の上、推薦を行ってください。特に、教職大学院以外の大学院を修了して教師になる者については、上述の要件を当該学生が満たしているかを適切に確認した上で決定いただきますようお願いいたします。

(2) 日本学生支援機構への推薦者の申請に関して必要となる事項(4月頃)

- 在職証明書等の提出

教師になる者として推薦された返還免除候補者に対しては、当該返還免除を決定するに当たり、日本学生支援機構による審査において、該当者が教師として入職していることの確認を行います。このため、4月1日現在の在職証明書、辞令等の提出を求めるとし、各大学から日本学生支援機構に対して行う返還免除の推薦の関係書類とあわせて提出いただくこととなります。大学から日本学生支援機構に推薦した者のうち教師になる者として申請

している学生に対しては、当該書類の提出について周知願います。

**【申請手続の流れ】**（別添資料2参照）

＜申請者の大学院修了予定年度＞

12月頃 日本学生支援機構から各大学に対し、返還免除候補者の推薦依頼通知発出

各大学において返還免除候補者の申請を受付（申請に当たっては教員採用されることを示す合格通知書等の提出を求める。）

3月頃 学内選考委員会（推薦者の決定）

＜教師としての入職予定年度＞

4月頃 各大学から日本学生支援機構に対し、返還免除候補者を推薦（教師として入職したことを示す在職証明書等の提出が必要）

7月頃～日本学生支援機構における返還免除者の決定・結果通知

**【別添資料一覧】**

別添資料1－1 優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ

別添資料1－2 優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ（概要）

別添資料2 申請手続の流れ（イメージ）

**【参考 URL】**

[優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について議論のまとめ（令和6年3月19日）](#)：文部科学省 ([mext.go.jp](http://mext.go.jp))

**【本件連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電話：03-5253-4111

内線 3970

文部科学省高等教育局学生支援課

電話：03-5253-4111

内線 3051

優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について  
議論のまとめ

令和6年3月19日

中央教育審議会初等中等教育分科会  
教員養成部会

1. 教師を取り巻く状況

- 学校教育に対する社会の期待や要請を踏まえ、教育内容や教育環境は時代とともに変化してきたが、どの時代においても、子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質は教育の質に直結する。
- 現在の学校現場に目を向けると、特別な支援が必要な児童生徒数や不登校等の児童生徒数が増加していることをはじめ、学校現場が抱える教育課題は多様化・複雑化している。さらに、一人ひとりの教師には、AI・ビッグデータ・IoT等の技術革新、グローバル化、少子化・人口減少等の社会の変化や、一人一台端末など子供の学習環境の進化を踏まえ、より一層、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、教科等横断的、探究的な学習の推進など、これからの時代に社会で活躍するために必要な資質・能力を育成するための主体的・対話的で深い学びの実現を図っていくことが求められている。
- そのような中、教師人材を巡っては、教師全体の年齢構成の偏りに起因する大量退職の時期を迎えたことに伴い、新規採用者数が最も採用倍率が高かった時期の3倍以上となっている状況の下、若年層の教師が増加したこと等による産休・育休取得教員の増加や、特別支援学級の各教育委員会の見込みを上回る増加等により臨時講師の配置需要が増加している一方、正規採用者数の増加等により緊急・臨時的な教師需要にも対応できる「なり手の厚み」が減少していることを受け、臨時講師の配置を充足できない教師不足の状況が発生している。
- 同時に、上述の大量退職・大量採用に伴い、近年、採用倍率が低下している状況や、我が国の教師に占める大学院修了者の割合は国際的に比較してかなり低い状況であることに加え、近年、新規採用者に占める大学院修了者の割合がいずれの学校種においてもさらに低下しているという状況もある。

- 今後、大量退職のピークアウトや定年年齢の引上げが段階的に行われることに伴い、新規採用者数は減少の局面を迎えることが予想されるものの、現在の学校現場が抱える教育課題の状況を踏まえれば、我が国の国際的に見ても高い水準の学校教育を今後も維持・充実していくためには、質の高い十分な量の教師人材の確保が必要である。
- 優れた人材を教師に得るためには、教職の魅力向上が不可欠であり、そのためには学校における働き方改革や教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めることが重要である。この点については、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会において議論が行われている。また、喫緊の課題への対応としての教師人材の量的確保に向けては、各教育委員会における教職の価値ややりがいの発信、現職以外の教員免許状保有者への研修、採用選考の工夫改善の促進等により教師のなり手の発掘・確保を強化する取組が重要であり、文部科学省の補助事業も含め各教育委員会における取組への支援が必要である。
- こうした優れた教師人材の確保に向けた取組の一環として、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）に「奨学金の返還支援に係る速やかな検討」と記され、上記特別部会が令和5年8月28日にまとめた「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～」においても、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を進める必要がある旨が盛り込まれている。

これを受け、教員養成部会では、教師になった者に対する奨学金の返還支援の在り方について、有識者からのヒアリングも行いつつ、議論を行ってきた。以下では、これまでの議論を整理しつつ、今後の対応の方向性を提起する。

## 2. 奨学金返還支援に係るこれまでの経緯

- 教師人材確保のための奨学金の返還支援の取組については、過去に、昭和22年に新学制が実施され教師需要が増大した一方で、正規の教員免許を有する教師が大幅に不足していた中、全国各地で教員養成大学・学部が発足したものの、当時の大学進学率が未だ低い情勢の下、十分な数の志願者が集まらなかった状況に対し、大学での正規の教員免許の取得を促す誘導策として、昭和28年から義務教育職に就いたときは、奨学金の全部又は一部を就職状況等によって免除する制度が開始され、その後、他校種にも拡大しつつ実施されていた。

○しかし、教員採用倍率が改善し教職を希望しながら採用されない者が増加してきたことや、教師を優遇することに関する他職種との公平性、奨学金に充てる資金の効率的運用といった理由から、平成 10 年度には教育職に係る学部段階の返還免除は廃止され、その後、高度の専門性を持つ教員養成の観点から維持されていた大学院段階の返還免除も平成 16 年度に廃止された。

○現在では、独立行政法人日本学生支援機構において大学生等の修学支援として、無利子奨学金、有利子奨学金のほか、令和 2 年度から高等教育の修学支援新制度が開始されており、一定の要件を満たす学生に対し、授業料等減免に加え、返済不要の給付型奨学金が支給されている。

また、平成 16 年度からは、大学院で無利子奨学金の貸与を受けた学生であって、各分野において特に優れた業績を挙げた者を対象とした返還免除制度が実施されている。

○このほか、近年、複数の自治体において、教師になった者に対する奨学金の返還支援に取り組む動きも見られ、拡がりつつある。

### 3. 教師になった者への奨学金の返還支援の意義・目的

○上述のような教師を取り巻く状況とこれまでの経緯を踏まえつつ、返還支援の在り方を提起する前提として、改めて現在において教師になった者に対して奨学金の返還支援を行うことの意義・目的を確認しておくことが必要である。

○この点については、教員養成部会における検討でも活発に議論が交わされたところであり、意見を大別すると、現在の学校現場が抱える教育課題やこれからの学校教育の使命に鑑みて「教職の高度化」につなげることを目指すべきという質の向上の観点と、現下の教師不足の状況や幅広く多様な人材を教師集団に得ていく重要性に鑑みて「教師志願者の拡大」につなげることを目指すべきという量的な観点から意見が示された。

○教師になった者への奨学金の返還支援は、それぞれの観点で役割を果たし得る取組であると考えられる。

#### 4. 返還支援の考え方、在り方

- 3. を踏まえ、それぞれの観点の意義・目的を起点として、返還支援の考え方、在り方を整理し導き出すことが必要である。この検討に当たっては、以下の点を基本的な視点とした。

- ・ 優秀な人材に教師になってもらう仕組みとして設計すること。
  - ・ 学部・大学院を卒業し教職に就く者をはじめ、教師志望の社会人、現職の教師に対するリカレント教育も含め、幅広い視点から検討すること。
  - ・ 持続的な取組として、長期的にみて最も効果が期待できる形で制度設計すること。
  - ・ 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、速やかに実行すること。
  - ・ 過去に存在した教育職に対する返還免除制度が廃止された経緯や、現在の大学生等の修学に対する経済的支援策の充実等の状況の変化を踏まえて検討すること。
- 考えるべき点として、例えば、議論の中では次のような点が指摘された。
- 他の職種と比較した際の公平性や整合性
  - 大学進学率の上昇や給付型奨学金の導入等の状況の変化
  - 現下の教師不足や質の向上等の政策目的に対する政策効果の精査
  - 教師としての在職期間等、離職防止に関する仕組みの検討

##### (1) 「教職の高度化」(質の向上)の観点から

- 1. で示したとおり、学校現場が抱える教育課題は多様化・複雑化し、急激な社会の変化や一人一台端末をはじめとした学習環境の進化等を踏まえた子供たちの新たな学びへの転換にも対応することが必要になっている。
- こうした高度化・複雑化する課題状況に的確に対応していくためには、教科や教職に関する高度な専門的知識や、新たな学びを展開できる実践的指導力を備えた、高度専門職としての教師人材に相応の能力形成を促していくことが必要であると考え。
- 例えば、全国各地で設置されている教職大学院では、研究者教員と実務家教員双方からの指導や学部新卒学生と現職教員学生による学び合い、学校における実習等が行われており、今後より一層、学校現場の課題状況を踏まえた教育研究の改善・充実の必要があるが、教育委員会に対して行った調査では、教職大学院が学校現場や地域の教育課題への解決・改善に貢献しているとする肯定的な回答は8割超に上り、また、学校現場か

らは、修了者が授業等における教科指導や教材研究、同僚と協働した取組や学校の課題解決の場面で能力を発揮しているといった声もある。

○ 学部段階における教師養成の上に、さらに、大学院において、自ら課題を設定し、学校現場における実践とその省察、すなわち理論と実践の往還による学修を通じて、課題解決に向けた探究的活動を行うという学修を行い、新たな学びへの転換や学校の課題解決に向けて協働的に取組み、中核的な役割を担える教師人材を増やしていくことが必要である。

○ 現状として、日本においては大学院レベルの専門性を持った教師の割合が諸外国に比べ低く、かつ、近年大学院卒として入職する教師の割合がいずれの学校種においても減少傾向にある。

上述のような学校現場の高度化・複雑化する課題状況を前にして、このような状態にあることについては教育行政の政策課題として捉えるべきであり、改善させていく手立てを講じる必要があると考える。

○ これらの状況を踏まえて奨学金の返還支援の在り方を考えると、「教職の高度化」という質的な観点からは、大学院で高度な学修を行って教職に就く者を返還免除の対象にして、大学院レベルでの能力形成に取り組む教師人材を経済的負担の軽減による後押しを通じて政策的に増やしていくこと、そして、教師の指導の質の向上と高度専門職としての社会的地位の向上を図っていくことが考えられる。

○ また、速やかな実行の観点から、現行制度の大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度を活用することで実現を図ることが考えられる。

○ このような施策を導入することにより、教員養成系の大学院生の教師志願の意向を強める効果や、教師を目指すに当たって大学院において学修を深めることを考える者の学びを後押しする効果が見込まれる。さらに、他の専門分野からの教師を目指す大学院生の掘り起こしや、教師志望の社会人の大学院での学び直し・免許状取得を促進するなど、量的確保に資する効果も期待される。

○ また、教職生活全体を通じて学び続ける教師を支援する観点からは、現職の教師が大学院で学び直すための支援の充実も重要である。

この点については、奨学金の返還支援という方策については、収入基準等の条件を伴う奨学金の貸与が前提となるという仕組み上の限界もあることから、現在の学校現場の

高度化した課題状況とそれに対応するための教職の高度化の必要性について、教師の任命権者にも十分に認識が共有されることが重要であり、各任命権者による積極的な大学院派遣研修の実施や入学・授業料支援等の取組の充実も期待される。

## (2) 「教師志願者の拡大」(量的確保)の観点から

- 「教師志願者の拡大」という量的な観点からは、前述の大学院を対象とした返還免除を実施することによって大学院生の教師志願者の新たな確保が期待できることに加え、奨学金の返還支援の対象範囲をできるだけ幅広く捉えて、学部段階の学生等も含めて対象としていくことが考えられる。
- これにより、我が国の未来を創る子供たちの教育を担う教職の重要性を社会的に顕示することができ、また、教職課程を受講する学生の教師志願の意向を強める効果や、新規に教職課程を受講する学生を掘り起こす効果が考えられる。
- このような、広く教職に就いた者全般に対する奨学金の返還支援を実施するに当たっては、例えば過去に教育職に対する返還免除制度があったところ、同制度が国会審議も経て廃止された背景や経緯、その後の給付型奨学金の導入等の状況の変化も踏まえ、前出の論点について教育関係者だけではなく広く国民全体に理解されることが必要となる。また、現行の日本学生支援機構による奨学金制度においては、学部段階では死亡や心身の障害による場合を除き、返還を免除する仕組みはないため、この実現にあたっては、新たな法制度が必要となることにも留意が必要である。
- このほか、一部の自治体では教師志願者・受験者を確保するため、当該自治体の教師になった者への奨学金の返還支援に取り組んでいる。

それぞれの自治体の取組は返還支援の対象範囲等が異なっており様々であるが、このような自治体による取組が拡がりを見せつつあり、今後の動向や優れた教師人材の確保に対する効果を注視していく必要がある。その際、自治体の財政力等による取組の差が生じる可能性や、国全体としての教師人材の確保拡大にどの程度寄与するのかといった効果を見極めることが必要であると考えられ、このため、各自治体の実情や取組の状況を踏まえつつ、国における方策の在り方を検討することが望まれる。

#### 4. 対応の方向性

##### (1) 基本的な考え方

- 奨学金の返還支援について、「教職の高度化」につなげることを目指すべきという質の向上の観点と、「教師志願者の拡大」につなげることを目指すべきという量的な観点のいずれの意義・目的も重要であると考ええる。

また、返還支援の仕組みの設計によっては質と量の両方の側面を併せ持つことや、教師志願者の量的確保が教師の質の確保・向上にも結び付くと考えるべきであることを踏まえると、これらを二項対立の構造で捉えることは適切ではない。相互に関連し合うものとして、いずれの観点からも可能性を追究していくことが重要である。

- その上で、1. で記したような現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、スピード感を持って実行に移していくためには、現行制度を活用して出来ることについては速やかに具体化を進めながら、更なる充実方策については、引き続き追究していくことが重要である。

##### (2) 対応の方向性

- (1) の基本的な考え方を踏まえると、現行制度の活用による速やかな実行という観点から、大学院段階を対象とした奨学金の返還免除が考えられるが、教師という職に求められる高度の専門性及び教師という職へ就くことへの連続性の見地から、まずは、学校現場への実習等を必修のカリキュラムとしており、総じて高い教員就職率を維持し続けている教職大学院を修了し教師となった者を中心に返還免除を実施すべきであると考えられる。

- 教職大学院を中心に返還免除を行うことにより、教師志望者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される。

- 具体的には、現行制度の大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度の活用により、採用選考等に合格して正規採用される者を対象にしていくことが考えられ、例えば、令和6年度に実施される教員採用選考等の受験者から適用できるよう速やかに具体化を進めていくことが望まれる。

○ また、教職大学院に加え、高度で多様な専門人材の確保の観点から、教職大学院以外の大学院を修了し教師となる者も対象に含めていくべきと考える。

その際、教職大学院以外では教職課程を履修し教員免許状を取得しても必ずしも教職を目指さない学生も含まれていることにも留意し、教職について理論と実践を往還させた学修を行い、教職志向が高いと考えられる学生が対象範囲となるよう検討することが必要である。例えば、学校等での実習を通じて、学校現場での課題を把握し、その解決に資するような学修に取り組んでいること等を条件に設定することが考えられる。

○ その上で、さらに、制度改革が必要となる、学部段階の奨学金の返還免除も含めた支援の更なる充実に向けては、前述の大学院を対象とした返還免除制度の具体化により得られた成果を生かしつつ、過去の返還免除制度の廃止経緯、各教育委員会での教師人材確保の状況や取組、高等教育の修学支援の動向、教師としての在職期間の在り方等の幅広い観点から、引き続き検討を進めていくことが必要である。

○ 優れた教師人材の確保は、奨学金の返還支援という方策のみをもって達成されるものではなく、学校における働き方改革や教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める中で相乗的に効果を発揮する取組であり、これらの取組の一体的推進を通じて、教職の魅力向上を図り、優れた教師人材の確保の好循環を創り出していくことが期待される。

## 81. 参考情報

### 1. 教職課程に直接関係するもの

- (1) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成 27 年 12 月 21 日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm)
- (2) 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて—国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書—（平成 29 年 8 月 29 日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm)
- (3) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和 4 年 7 月 27 日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html)

### 2. 学習指導内容に関するもの

- (1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）  
[https://www.mext.go.jp/content/1384661\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1384661_1_1.pdf)
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415169.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm)
- (3) 教師を取り巻く環境整備について（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_q.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_q.htm)
- (4) 学習指導要領「生きる力」平成 29・30・31 年改訂 学習指導要領 関連資料（答申・通知等）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384662.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm)
- (5) 新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材について（平成 30 年 9 月 26 日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm)
- (6) 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編・高等学校編）  
<https://www.nier.go.jp/kaiatsu/shidousiryou.html>
- (7) StuDX Style（スタディーエックス スタイル）  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- (8) 子どもの学び応援サイト～学習支援ポータルサイト～  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

### 3. 学校教育での取組に関するもの

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和 3 年 1 月 26 日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm)
- (2) 教師を取り巻く環境整備について（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_q.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_q.htm)
- (3) 第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年 3 月 31 日）  
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>
- (4) 持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）（日本ユネスコ国内委員会ホームページ）  
<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>
- (5) 持続可能な開発のための教育(ESD) 推進の手引（平成 28 年 3 月、令和 3 年 5 月改訂）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt\\_koktou01-100014715\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-100014715_1.pdf)
- (6) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成 6 年 5 月 14 日）  
<https://www.env.go.jp/content/000222703.pdf>
- (7) 消費者教育の推進に関する基本的な方針（令和 5 年 3 月 28 日）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/basic\\_policy/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/)
- (8) 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成 25 年 1 月 21 日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm)
- (9) 第 3 次学校安全の推進に関する計画  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1419593\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm)
- (10) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育  
[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03\\_h31.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03_h31.pdf)
- (11) 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成 24 年 7 月 25 日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/\\_icsFiles/afieIdfile/2012/07/31/1324017\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/_icsFiles/afieIdfile/2012/07/31/1324017_01.pdf)
- (12) パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」  
[https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki\\_pamphlet2020.pdf](https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf)

- (13) コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ (令和4年3月14日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html)
- (14) 学校と地域でつくる学びの未来 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- (15) 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/14167461.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/14167461.htm)
- (16) 教員研修について [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kenshu/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/index.htm)
- (17) 校長・教職員 学習情報ポータル [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/suishin/detail/index\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/suishin/detail/index_00001.html)
- (18) Plant 全国教員研修プラットフォーム ((独) 教職員支援機構HP内) <https://www.nits.go.jp/service/plant/>
- (19) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 (令和3年1月) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext\\_00644.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html)
- (20) 部活動改革ポータルサイト [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/1372413\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm)

#### 4. 幼児児童生徒への対応に関するもの

- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～ (平成29年3月) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)
- (2) 児童虐待への対応に関する施策 (文部科学省ホームページ) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)
- (3) いじめの問題に対する施策 (文部科学省ホームページ) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)
- (4) 不登校児童生徒への支援に関する施策 (文部科学省ホームページ) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm)
- (5) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年4月30日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)
- (6) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)
- (7) (独) 教職員支援機構校内研修シリーズN087 学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>
- (8) ヤングケアラーへの支援に関する施策について (文部科学省ホームページ) [https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt\\_jidou02-000015177\\_b.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_jidou02-000015177_b.pdf)
- (9) 生徒指導提要 (改訂版) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)
- (10) 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料 (令和4年3月) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/128/report\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00002.htm)
- (11) ハンセン病に関する教育の更なる推進について (令和4年7月) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245\\_004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245_004.htm)
- (12) こどもの貧困対策 (こども家庭庁) <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/>
- (13) 外国人児童生徒等の教育の充実について (報告) (令和2年3月) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext\\_00255.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html)
- (14) 高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について (報告) (令和3年9月) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/166/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/166/toushin/mext_00001.html)
- (15) 外国人児童生徒受入れの手引き [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)
- (16) 外国人児童生徒教育研修マニュアル [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm)
- (17) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム <https://mo-mo-pro.com/>
- (18) 学校教育におけるJSLカリキュラム (小学校編、中学校編) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm)
- (19) 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)
- (20) 高等学校における外国人生徒等の受入の手引 (東京学芸大学ホームページ) [https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_tebiki.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf)

- (21) 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン（東京学芸大学ホームページ） [https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_guideline.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf)
- (22) かすたねっと  
※帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト” <https://casta-net.mext.go.jp/>
- (23) 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)
- (24) 文部科学省×学校安全 <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
- (25) 教職員のための学校安全 e-ラーニング <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>
- (26) 性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省ホームページ） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)
- (27) 生命（いのち）の安全教育（文部科学省ホームページ） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)
- (28) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)
- (29) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext\\_00031.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html)
- (30) 副読本「B型肝炎 いのちの教育」と患者講義について（厚生労働省ホームページ） [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html)
- (31) 国語科書写の指導において身に付けるべき毛筆実技に関わるガイドライン <https://shosha-shodo.com/guideline/index.php>

#### 5. その他関連する施策、計画や指針など

- (1) 初等教育資料 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/shotou/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/shotou/index.htm)
- (2) 中等教育資料 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/chutou\\_index/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/chutou_index/index.htm)
- (3) 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許保有状況関連 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm)
- (4) スポーツ庁・パラスポーツ [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm)
- (5) ユニバーサルデザイン 2020 関係関係会議 [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/ud2020kkaigi/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkaigi/index.html)
- (6) 学校における教育活動と著作権（令和5年度改訂版） [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf)
- (7) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のホームページ <https://sartras.or.jp/>
- (8) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月30日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会） [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/kyouka\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/kyouka_02.pdf)
- (9) 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)
- (10) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定） [https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/pdf/print.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf)
- (11) サイバーセキュリティ 2024（令和6年7月10日） <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihons/cs2024.pdf>
- (12) 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定） [https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon\\_keikaku.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon_keikaku.html)
- (13) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和7年9月5日閣議決定） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/mext\\_03336.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03336.html)
- (14) 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（関係府省庁申合せ）（令和元年10月25日） [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei\\_romaji/pdf/moshiawase.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei_romaji/pdf/moshiawase.pdf)
- (15) 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）（平成30年3月2日） [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493_01.pdf)
- (16) 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）（平成28年2月29日） [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601_01.pdf)
- (17) 敬語の指針（答申）（平成19年2月2日） [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo\\_tosin.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo_tosin.pdf)
- (18) 我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）（令和3年5月31日） [https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt\\_koktou01-000015385\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-000015385_2.pdf)
- (19) 文部科学省国際バカロレア教育推進コンソーシアム <https://ibconsortium.mext.go.jp/>

(20)	子どもの体力向上（子供の運動遊び応援サイト等）	<a href="https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/1371874.htm">https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/1371874.htm</a>
(21)	体力・運動能力調査（結果報告書等）	<a href="https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/1368159.htm">https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/1368159.htm</a>
(22)	特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～	<a href="https://www.mext.go.jp/content/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf</a>
(23)	特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する取組事例のポイント	<a href="https://www.mext.go.jp/content/20221020-mxt_kyoiku02_000016594_001.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20221020-mxt_kyoiku02_000016594_001.pdf</a>
(24)	地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）（令和6年6月25日）	<a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/mext_00001.html">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/mext_00001.html</a>
(25)	社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）	<a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00001.html">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00001.html</a>
(26)	「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」を踏まえた対応について（通知）	<a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00004.html">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00004.html</a>
(27)	大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度について	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm</a>
(28)	人権教育・啓発に関する基本計画	<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html</a>
(29)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf</a>
(30)	オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告	<a href="https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/004_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375094_01.pdf">https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/004_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375094_01.pdf</a>
(31)	文化芸術推進基本計画	<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/</a>
(32)	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html</a>
(33)	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕	<a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm</a>
(34)	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料	<a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm</a>
(35)	人権教育アーカイブ	<a href="https://jinken.mext.go.jp/">https://jinken.mext.go.jp/</a>
(36)	障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（令和6年12月27日）	<a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouseishakai/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouseishakai/index.html</a>

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。

## 82. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について

---

文部科学省ホームページにある「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1394142.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm))に、各教科等に関する、例えば、以下の教育内容に関する教材や資料集等のアドレスを掲載しております。各教育内容を指導する際の参考として御利用ください。

- ・海洋に関する教育
- ・金融に関する教育
- ・STEAM 教育等の教科等横断的な学習
- ・心のバリアフリーに関する教育
- ・社会保障に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・臓器移植に関する教育
- ・租税・財政に関する教育
- ・地理に関する教育
- ・農業に関する教育
- ・ハンセン病に関する教育
- ・法に関する教育
- ・放射線に関する教育
- ・マイナンバーに関する教育
- ・水循環に関する教育
- ・薬害に関する教育
- ・拉致問題に関する教育
- ・領土に関する教育
- ・ワークルールに関する教育
- ・学校における動物飼育について
- ・エネルギーに関する教育
- ・その他の基礎資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

**初等中等教育局教育職員政策課**

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111

E-MAIL: [kyo-men@mext.go.jp](mailto:kyo-men@mext.go.jp)